

個人情報保護委員会（第301回）議事概要

- 1 日 時：令和6年9月25日（水）13：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- （1）議題1：東京薬業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（KXシステムの導入に伴う評価の再実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「今般、東京薬業健康保険組合が新たな電子申請方法として取り入れるKXシステムでは、ファイル格納領域の論理的な区分や送受信ファイルの暗号化等、様々なリスク対策がとられていると理解した。

一方、KXシステムを用いて実際に事務を行うのは人間であり、適切な使い方がなされない場合は、特定個人情報の漏えいにつながるおそれがある。そのため、手作業が介在する場面のリスク対策を含め、新たに講ずるリスク対策が確実に実行されるよう、研修や説明会を通じて、東京薬業健康保険組合や事業所の職員への意識付けを行うとともに、評価書に記載された全てのリスク対策が遺漏なく実施されているか、適時適切に確認していくことが重要である」旨の発言があった。

本評価書について承認され、東京薬業健康保険組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- （2）議題2：国土交通大臣（国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格））の全項目評価書（新規実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

小笠原委員から「海技資格及び小型船舶操縦資格の登録等に関する事務において、評価実施機関である国土交通省では、初めて特定個人情報を取り扱う拠点や職員が生じることになると認識している。9月11日の第300回個人情報保護委員会では、特定個人情報を新たに取り扱うに当たって、職員に対する教育や監督をどのように実施するかについて質問し、国土交通省の職員から御説明いただいた。御説明いただいた内容は評価書にリスク対策として記載されているが、リスク対策は確実に講じられて初めて意味を有するものになる。国土交通省においては、今回の事務において特定個人情報

報が適切に取り扱われるよう、評価書に記載のリスク対策を確実に実行していただきたい。また、職員への詳細な研修内容や具体的な実施手順等、現在調整を進めているものもあると承知しているが、特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、国土交通省においては引き続き、丁寧な検討を進めていただきたい」旨の発言があった。

清水委員から「事務局の説明によると、国家資格等情報連携・活用システムの運用保守事業者、委託先の監督については、先行する他省庁の業務において既になされている監督方法を参考にして、国土交通省において調整しているとのことであった。具体的には、通常、運用保守事業者は特定個人情報ファイルが保存された資格管理者の領域についてはアクセスしない。例外的に資格管理者の作業依頼に基づいてアクセスする。月次の報告では、委託先の報告による作業内容とアクセスログの整合性確認を行い、資格管理者の関与しない作業が行われていないかどうかを検証する。この2点が先行する省庁でなされている監督方法とのことであり、この方法を参考に調整しているとのことであった。

国土交通省においては、事務の開始に向けて、委託先事業者との調整をこれから進めていくことになるかと思うが、委託元として委託先の業務実施状況を適切かつ効果的に把握し、必要な監督を実施できるよう、詳細を検討していただきたい。最後に、今申し上げた委託先の監督を含め、運用開始後もシステム環境や運用の変更に伴い、特定個人情報の取扱いに影響が生じないか随時見直しを行う必要があることにも留意いただきたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、国土交通大臣に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：病院・診療所及び薬局における要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事案を踏まえた個人データの適正な取扱いについて

事務局から、資料に基づき説明を行った。

高村委員から「検査結果、診療情報提供書、処方箋などには、病名や服薬状況などの他人には知られたくない機微な情報が含まれているため、その漏えい等は本人にとって深刻な事態である。そのような深刻な事態について、今回の注意喚起等は直近の実態を明らかにするとともに、事務局においてヒアリング等の調査を重ねて再発防止策の事例を収集、整理した点に意義がある。また、この注意喚起等は、漏えい等報告が当委員会による指導等のきっかけになるだけでなく、将来に向けた再発防止策の情報提供にもつながるものであることを示しており、漏えい等報告の意義を再確認させるものであるといえる。病院、診療所及び薬局においては、日頃から誤交付又

は誤送付の防止に努めているとは思いますが、この注意喚起等を契機にして、更に防止に努めていただく必要がある。そのためにはこの注意喚起等を周知する必要があるため、事務局においては今後様々なチャンネルを通じて情報提供に努めていただきたい」旨の発言があった。

浅井委員から「今回の病院、診療所及び薬局を対象とした注意喚起は、要配慮個人情報を含む個人データの取扱いに関して、誤交付などの漏えい発生を防止するために注意を促しており、目的に即した意義のある指針である。取組事例に具体例が丁寧に挙げられているが、被害拡大防止の観点から、患者本人に向けて、関係書類を受け取る場面などにおいて、ご自身の情報の再確認など、より丁寧な援助や注意の働きかけを強化することも重要である。また、対象の組織体制は様々だと思うが、組織内の個人情報保護の管理責任者が中心となり、対策を工夫、実行することも強調しておくポイントであると思う。以上について、今後のフォローアップの機会や指導において御考慮をお願いしたい」旨の発言があった。

清水委員から「医療機関、薬局に対する注意喚起は今回で2回目になるが、今回は具体的な取組事例も紹介して改善を促しているという点で大変有意義なものである。その上で2点意見を申し上げたい。今、漏えい等報告の効率化が一方で検討されている。他方、主として薬局を念頭にお話しをするが、漏えい等が頻発する薬局というのもあるかと思う。あるいは、重大事故を起こした薬局というのもあるかもしれない。つまり、件数も重要ではあるが、内容も重要であるということ認識しており、単に要配慮個人情報が流出するにとどまらず、例えば処方薬を誤って交付するというケースでは、場合によっては生命の危険にも関わる結果を招くかもしれない。そういった重大事故を起こした薬局に対しては、むしろ指導を強化すべきではないかと考える。そのような方策についても検討をお願いしたい。もう1点だが、薬局業界では認定個人情報保護団体はないと聞いているが、大手では確立した業務手順書を有していると考えられる。そのようなところの優れた実務を共有させてもらい、紹介していくということも重要なのではないかとと思うので、ぜひ御検討いただきたい」旨の発言があった。

大島委員から「今回の注意喚起は大変重要なものである。この注意喚起はどのようなフローで多くの事業者に伝えることを想定しているか、参考までに教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「基本的な対応としてホームページに掲載するが、それだけでは全く足りないと考えている。まずは業界団体に対して、この注意喚起を会員に広めていただきたい旨を伝える等の対応をしていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (4) 議題4：監視・監督について
※内容について非公表

以上